

「市民／非市民」とは何か—現代市民社会における包摂と排除をめぐって—

立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

藤田 悟

今日、グローバル化の名の下に新自由主義の波が世界中を席卷する中で、日本においても新自由主義政策によって格差・貧困が拡大されつつある。また、それと並行して、新自由主義勢力を中心として憲法9条・25条を主な標的とした改憲論が台頭してきている。これら二つの動向は、格差・貧困の拡大を推進し、また正当化するための、自由・自立・平等・民主主義等々の近代における基本的諸価値の改変、および勤労権・生存権等の基本的人権の実質的な掘り崩しが、経済的・政治的支配層によって行なわれていることを示している。2007年3月29日に大阪市によって行なわれた、大阪市西成区での2000人以上もの日雇労働者や野宿生活者の住民票の職権削除問題などは、上述の戦後民主主義的諸価値や基本的人権の掘り崩しを端的に表しているといえよう。

市民社会論の観点から見ると、上述の事件に象徴されるような今日の日本社会の動向は、支配層による「市民」像の改変ないし狭小化、および「市民」としての社会的・経済的な存立基盤の掘り崩しであるとともに、そうした基盤を奪われた人々の「市民社会」からの排除の問題として捉えられる。その意味において、「市民」概念とそれに伴う自由・自立・平等といった諸価値が、経済的・政治的支配層と民主主義的対抗勢力との間の思想闘争における重要な争点となっているといえよう。

したがって本報告ではまず、今日において「市民」とは何を意味するのか、について、3つの側面（主体的条件にかかわる規範的な側面、権利主体としての側面、社会的・経済的基盤の有無）から整理するとともに、「市民」に非ざる人々＝「非市民」の存在について明らかにする。今日における急速な格差・貧困の拡大が、そのような「非市民」的状況に追い込まれる人々を大量に生み出しつつあり、彼らの存在が提起しているのは、「市民」としての生活・行動様式や諸価値を支える社会的・経済的基盤の有無、すなわち「富と教養」による市民社会への包摂と排除、という古くて新しい問題である。「富と教養」の有無による「市民」と「非市民」の区別（「非市民」の排除）がすでに否定されたはずの今日において、なぜ再びこのような問題が大きな争点として浮上してくるのか、そこにどのような差異と共通性があるのか、あらためて近代から現代にかけての市民社会論の変遷の中で、「富と教養」規準がいかに理論的に処理されてきたのかを検討する必要がある。そのうえで、あらためて「富と教養」すなわち「市民」たるための社会的・経済的基盤の問題を、市民社会論において争点化すること、また排除の論理としてではなく普遍的権利要求として組み込んでいくこと、が理論的課題として検討されねばならないだろう。

以上の検討を通じて、「市民」概念およびそれに伴う諸価値の再構築、および「市民／非市民」の克服の方途を探っていきたいと思う。